

○経済産業省令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日 経済産業大臣 名

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置)

第三条 法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 (略)

二 特定重要物資等の供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

(関係者に対する協力の求めの申出)

第九条 法第十一条の二第一項の規定による申出

(取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置)

第三条 法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 (略)

二 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

(新設)

をしようとする認定供給確保事業者は、様式第十一の二による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第十条 法第十二条の規定により認定供給確保計画の実施状況について報告をしようとする認定供給確保事業者は、当該認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に様式第十三により経済産業大臣に報告をしなければならない。

(定期の報告)

第九条 法第十二条の規定により認定供給確保計画の実施状況について報告をしようとする認定供給確保事業者は、当該認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に様式第十三により経済産業大臣に報告をしなければならない。

(取組の実施の支障時等の報告)

第十一条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合はこの限りでない。

(取組の実施の支障時等の報告)

第十条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。

様式第一を次のように改め、様式第十二の二を次のように定める

様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1 名称等

申請者の氏名又は名称

代表者名（申請者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号（申請者が法人の場合）

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

（注）3以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

3 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の現状

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の現状について（注1～4）

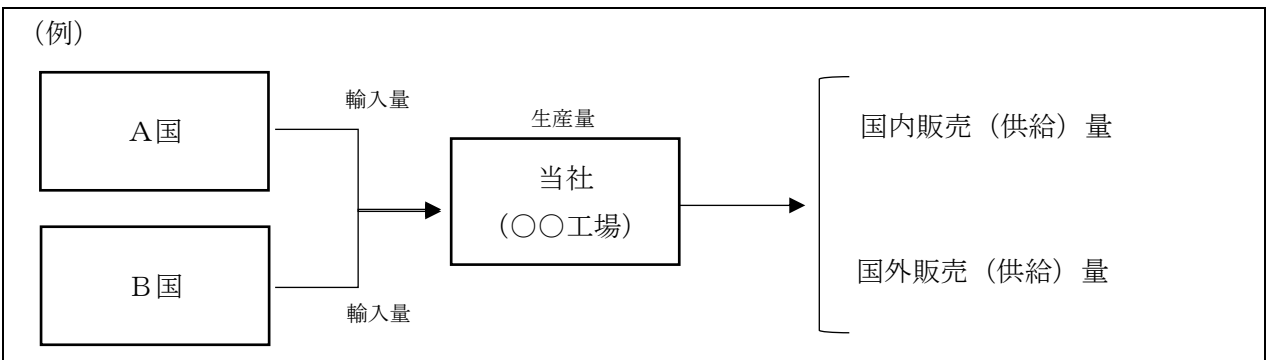
特定重要物資等の品目名：		
① 生産量（注5）		単位/年
①－1 国内生産量		/年
①－2 国外生産量		/年
② 主要な原材料等の調達量（注6～9）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－1 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
②－2 原材料名（調達先国・地域）		/年
③ 最終販売量（注5）		/年
③－1 国内販売（供給）量		/年
③－2 国外販売（供給）量		/年

特定重要物資等供給不可欠役務の種目名：		
④ 役務の提供量（注10）		/年
④－1 国内向け提供量		/年
④－2 海外向け提供量		/年
⑤ 役務の提供に必要な物資の調達量		/年
⑤－1 物資名（調達先国・地域）		/年
⑤－2 物資名（調達先国・地域）		/年

- (注1) 特定重要物資等の生産、販売、調達に係る取組を行う場合には①～③を、特定重要物資等供給不可欠役務の提供に係る取組を行う場合には、④、⑤を記入すること。
- (注2) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
- (注3) 取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
- (注4) ①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、t 等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
- (注5) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第1条第8号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
- (注6) 必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣

- 旨の資料を提出することとして差し支えない。
- (注 7) 原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
- (注 8) 原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
- (注 9) 記載対象は原材料等ごとに取り引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位 3 社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、3 以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。
- (注 10) 役務の提供状況を定量的に把握するための欄であり、役務の種目に応じて適切な単位を設定して記載すること。

(2) 上記 (1) で記載した調達先・販売（供給）先又は役務の提供先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。



(注) 申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ (1) 及び (2) を記載。

4 取組の内容及び目標

(1) 取組の背景

(例)

〇〇（取組の対象となる品目）は、〇〇や〇〇（使用される場面）において使用される物資だが、〇〇（取組の対象となる品目）の〇年の市場規模は〇円、〇等の需要増加に応じて、〇年には〇円まで拡大する見込み。当該物資の供給が途絶した場合、その用途上の理由から、〇〇（当該物資の使用等によって行う措置等）を行うことが困難となり、国民生活に甚大な影響を生じさせる蓋然性がある。しかしながら、当該物資はその供給の〇〇%以上を輸入に依存し、かつ、輸入割合のシェアは特定国の寡占状態に陥っており、供給途絶によるリスクが顕在化している。短期的な供給途絶時においても、当該物資の安定供給確保を図るためには、国内における生産量の増加を図る必要があり、そのため、当該物資の生産に必要な設備を導入し、当該物資について、平時及び短期的な供給途絶時に必要な生産量を確保する必要がある。

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度や代替供給・提供確保の可能性等）や取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等又はその特定重要物資等供給不可欠役務の現在の市場構造、今後の市場の見通し及び世界情勢（国内外におけるシェアの割合や、競合他社の状況等、当該特定重要物資等に係る自社を取り巻く競争環境やその中での自社の立ち位置等）を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

(2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：

(例)

〇〇（品目名）の国内における生産・供給量を増加させるため、〇〇工場において〇〇（品目名）の生産に必要な新たな設備を導入する。これにより、自社における年間当たりの生産（供給）能力を〇%向上させ、安定供給確保取組方針において定める〇〇（品目名）の国内における年間生産（供給）能力/年のうち、〇%を自社で確保することで、〇〇（品目名）の安定供給確保を目指す。

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給・提供能力等の目標を記載すること。

(注2) 取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供量等の変更が見込まれる場合はその内容及

び目標を記載すること。
 (注3) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

(3) 取組の内容及び目標数値

実施予定の取組種類を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標数値を記載すること。

取組種類	
1.	生産基盤の整備
2.	供給源の多様化
3.	備蓄
4.	生産技術の導入・開発・改良
5.	使用の合理化
6.	代替となる物資の開発
7.	役務の提供基盤の整備
8.	役務の提供に係る技術の導入・開発・改良
9.	その他

(注)「4. 生産技術の導入・開発・改良」には、特定重要物資等の性能等の向上に関する開発も含む。

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組番号	取組種類	目標数値 (例：1. 及び4. の取組を実施することにより達成しようとする生産(供給)能力及びその増加率。2. 及び3. の取組を実施することにより達成しようとする備蓄量及びその増加率)	目標数値を達成するまでの具体的な取組内容
①		(例) 事業終了年度である20XX年度において、〇〇工場(新たに整備した工場)における〇〇(対象となる品目名)の生産(供給)能力を、事業開始年度と比して〇%向上させる。また、事業実施期間中の20XX年度においては、〇〇工場(新たに整備した工場)における〇〇(対象となる品目名)の年間当たりの生産量を〇〇(単位)確保すること	(例) 〇〇(対象となる品目名)について、自国内でのサプライチェーンを確立していく必要があることから、20XX年〇月、～～～な〇〇(立地場所)に新たな〇〇(品目名)の生産施設を整備する。これにより、国内における新たな供給源を確保することができる。〇〇工場における生産は20XX年〇月開始を予定し、年間当たりの生産能力を〇〇(単位)確保する。20XX年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が〇%増加する見込みである。

		を目指す。 （設備の先端性を追加的な要件として設けた場合） なお、供給量の継続的な確保のため、この取組において導入する設備については、既存の設備の単なる置き換えではなく、〇〇（メーカー名）の最新のカタログに掲載されている設備であり、既存の設備と比較して、~~~~（性能面等で優れている点を記載）の点において優れており、〇〇（品目名）の生産量の増加を見込むことができる。	
②		（例） 当該技術を実装したクラウドサービスにおいて、20XX 年時点で、国内売上額〇億円を目指す。	（例） 自社のクラウドサービスの競争力強化により国内市場におけるシェアを拡大していくため、〇〇の技術について、20XX 年X月より〇人規模で技術開発を開始し、20XX 年X月までに技術を確立する。その後、20XX 年までに当該技術を自社のクラウドサービスに実装し、当該クラウドサービスにおける売上額の拡大を目指す。
③		（例） 当該電子計算機を活用したクラウドサービスにおいて、クラウドサービス提供開始時から20XX 年〇月までで、利用者〇人を目指す。	（例） 高度な電子計算機を活用したクラウドサービスに関する基盤クラウドプログラムの開発を図っていくため、20XX 年〇月、〇〇（立地場所）に新たな〇〇（品目名）を整備する。そのうえで、当該電子計算機の計算能力を、20XX 年〇月までにクラウドサービスとして提供し、基盤クラウドプログラムの開発促進を図っていく。

（注1）複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組種類欄に複数の取組種類を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組種類に該当するものか分かるように記載すること。

（注2）1つの取組により2以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載す

ること。

(注3) 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。

(注4) 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等又は役務に必要な物資の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。

(注5) 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知する。

(4) 目標数値設定の根拠(数値算出の計算式や考え方、それに用いた根拠となる数値やファクトを、当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載)

(目標数値設定の根拠)

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①：

(注) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

5 計画の実施内容

(1) 計画の実施概要

1～3行程度で簡潔に記載

(注) 本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

(計画全体のスケジュール)

年度 ※事業開始年度	(例) ○月、○○工場への設備投資開始
年度	○月、○○工場への設備導入完了 ○月、導入設備での生産開始
年度	○月、○○工場における○○(品目名)の生産能力○%向上達成
年度 ※事業終了年度	○月、事業開始年度と比して、自社における○○(品目名)の生産量を○%増加達成

(2) 支援措置の対象とする取組の実施時期

実施予定の取組番号：				
取組種類	着手 (注2)	設備設置、技術開発等 に要する期間	供給・提供 開始	継続期間
(例) 生産基盤の整備 (上記4.(3)で選択したもの)	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間)	年 月	年以上
	年 月	年 月～ 年 月 (少なくとも○ヶ月間)	年 月	

(注1) 複数の異なる取組種類の取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(注2) 着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

(3) 取組において支援措置の対象とする内容

実施予定の取組番号

対象とする内容	(例) ・〇〇（立地場所）への新たな〇〇（品目名）の生産施設の整備。 住所： 敷地面積：～㎡、建築面積：～㎡ 総従業員数（うち技術者数）：～人 主要製品： 生産能力（想定する稼働率）： 必要金額：～百万円 製品納入先： 安定供給確保への効果：年間当たりの生産能力を〇〇（単位）確保する。20XX 年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が〇%増加する見込み。 ・〇〇（立地場所）の工場への〇〇（品目名）生産設備の導入。 工場所在地： 導入設備・製品スペック： 用途： 必要金額（単価及び数量）：～百万円×～ 安定供給確保への効果：〇〇工場における生産能力を〇〇%増加し、年間当たりの生産能力を〇〇（単位）確保する。20XX 年〇月には、市場への供給を開始し、これにより、事業終了年度には、国内への供給量が〇%増加する見込み。 ・〇〇（品目名）の技術開発 技術開発の概要： 技術開発目標： 必要金額：～百万円 従来技術との相違点： 技術開発成果の適用先及び成果により期待される効果：
---------	---

(注) 必要金額の積算（総額及び年度ごとのもの）や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類を含め、各項目の詳細を説明する書類を提出すること（例：施設の整備等に関する取組については土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等。設備の導入等に関する取組については設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる書

類、導入する設備の一覧等)。

(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組番号 _____

(単位：百万円)

費用 調達方法		政府関係 金融機関 からの借 入れ	民間金融 機関等か らの借入 れ	助成金	自己資金	その他	合計	備考
取組に必要な資金 の合計額								
	年度							
	年度							
	年度							
	年度							
	年度							

(注1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「助成金」には国・地方公共団体から直接又は間接的に支給される助成金による調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「助成金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注2) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

(注3) (5)において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載する。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組番号」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注5) 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

(5) 期待する支援措置

実施予定の取組番号 _____

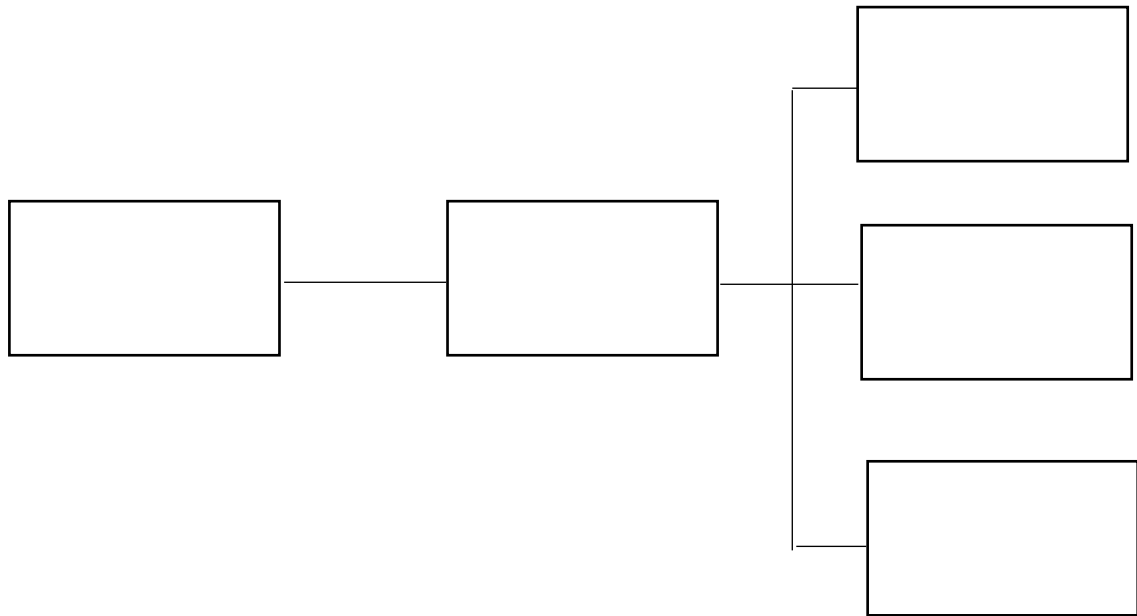
支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）の特例		
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例		
安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による助成金の交付		
安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人による認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給		

(注) 該当する欄に「○」を記載すること。

6 取組の実施体制

(実施体制図)

(例)



(取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況)

(その他経営体制等に関する状況) (注4)

(例)

- ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。
- ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、〇〇〇〇等の体制を構築し、又はそれに準ずる取組を実施している。

(注1) 安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

(注3) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注4) 外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）及びコーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況についても記載すること。

7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	確保措置の内容
サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	☐ 現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法令の適切な遵守	☐ 外国為替及び外国貿易法や特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法令を遵守する。
事業継続計画の策定	☐ B C Pを策定している。
本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた際の報告体制の構築	☐ 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を経済産業大臣に報告する体制を構築している。 （具体的な措置）※自由記載
特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況	（例） ・ サプライチェーン上の人権や環境等のリスクについて、自組織内で適切な検討・対策を実施している。
取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況	（例） ・ サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）や脆弱性診断の結果等を踏まえ、〇〇、〇〇等の対策を講じている。
その他取組方針への適合性に関する事項（注3）	（例） ・ 〇〇を通じて地域経済への貢献や雇用創出効果が見込まれる。 ・ 〇〇等の育成・確保のための取組を行っている。

（注1）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注2）確保措置の内容欄の「☐」にチェックを入れるほか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注3）本申請に係る特定重要物資の安定供給確保取組方針第3章において、人材育成・確保や地域経済への貢献等の要件が課されている場合はそれらの事項について記載すること。

8 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

・ 需給ひっ迫時の対応	☐ 平時を上回る特定重要物資等の生産、平時の在庫又は備蓄の全部又は一部の放出等の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に関する措置を実施する。 （具体的な措置）※自由記載
-------------	---

	(例) ・〇〇（品目名）の供給量増加のため、計画に基づき新たな施設整備を行うが、需給がひっ迫した場合においても必要な量を供給するための在庫を確保するため、上記施設における在庫水準の維持・向上に必要な追加的な設備投資を次年度以降に行うこととしている。
・供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発等	□取組の実施により確保する供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発等を実施する。 (具体的な措置) ※自由記載 (例) ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の生産に必要な設備投資によって得た供給能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。 ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の供給に不可欠な〇〇（役務名）を提供するために必要な設備投資によって得た役務の提供能力の維持・向上等のため、次年度以降も継続的な設備投資を行うこととしている。 ・計画に基づき実施する〇〇（品目名）の安定供給確保のため、〇〇（役務名）に代わる新たな役務の研究開発を行うこととしている。

(注1) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注2) 令第1条第8号に掲げる特定重要物資に係る申請者にあつては、「需給ひっ迫時の対応」の記載は要さない。

9 免許等の取得又は申請の状況

--

(注1) 取組を実施する上で、他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類するその他の行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、その免許等の取得又は申請の状況について記載すること。ただし、外国の法令の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為については、外国において取組を実施する場合における当該取組を実施する国の法令の規定によるものを有する必要がある場合に限り、記載すること。

(注2) 免許等を受けていることを証する書面若しくはその免許等の取得若しくは申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

10 申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

--

(注) 申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等の供給に係る事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

1－(1)	定款の写し又はこれに準ずるもの
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類
4	経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第2条第2項第4号に掲げる書類
5	B C Pの概要（任意）

(備考)

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二の二（第11条の2 関係）

関係者に対する協力の求めの申出書

年 月 日

△△大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるため、下記のとおり同条第 2 項の規定による措置をとるよう申し出ます。

記

- 1 供給確保計画認定番号
- 2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等
認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等
- 3 認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由
- 4 措置の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。